

大分県市町村合併推進要綱（概要）

要綱の趣旨

この要綱は、市町村合併特例法の期限である平成17年3月までを当面の目標期間として、市町村合併を推進するために策定するものである。

市町村合併に対する県の基本的な考え方や支援策等を明らかにする。

市町村や地域住民が市町村合併を検討する上での参考や目安となる事項を示す。

この要綱をもとに、合併に関する自主的な取組みが進められることを期待する。

市町村合併についての基本的考え方

市町村を取り巻く情勢は、日常社会生活圏の拡大・高度情報化の進展、少子・高齢化の進展、地方分権の推進、国・地方を通じる著しい財政悪化など大きく変化しており、地域の課題を総合的に解決していくためには、合併は避けて通れない課題となっている。

市町村合併は、関係市町村が自主的・主体的に取り組んでいくべきものであり、県は、市町村との対等・協力の関係のもと、市町村合併に対する必要な支援措置を講ずる。

1 本県の市町村の現状と課題

(1) 市町村の現況

1 市町村当たりの人口は、全国平均、九州平均を大きく下回っており、広い面積を有する小規模な人口の市町村が多い。

小規模な市町村が多く、財政状況は厳しい。自主財源比率が低く、経常収支比率等も引き続き高い水準にあるなど、財政構造の硬直化が進んでいる。

(2) 市町村を取り巻く潮流と課題

日常生活圏の拡大

新たな行政課題の増大

地方分権の推進

少子・高齢化の進展

国・地方を通じた財政の著しい悪化

2 本県における地域の特性と一体性の状況

本県は、入り組んだ地形と小藩分立という歴史により、それぞれの地域において多様な風土、文化が形成されてきた。

そのため、通勤・通学、買物、通院など住民の日常生活行動においては、大分市や別府市への集中もみられるが、それぞれの地域の中心都市への依存度が高く、また、産業経済活動や行政上のまとまりからみても、旧郡を単位に強い類似度やつながりがみられる。

3 市町村合併の効果と合併に際し懸念される事項への対応策

(1) 市町村合併の効果

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になる。

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、地域のイメージアップなど広域的な施策の展開が可能になる。

住民にとってサービスの高度化・多様化が図られ、利便性が向上する。

(2) 合併に際して懸念される事項への対応策

市町村の区域が広くなり地域の声が行政に反映されにくくなるおそれがあるという懸念
行政広報の充実や地域審議会等の活用、住民参加の体制整備により、住民の声を適切に反映する。

市役所や役場が遠くなり、不便になるおそれがあるという懸念

市町村建設計画に基づく道路交通網など社会基盤の整備、支所・出張所等の活用、高度情報通信網の整備等により、行政サービスの維持・向上を図る。

合併後は中心部だけよくなり、周辺部は取り残されるおそれがあるという懸念

周辺地域のあり方に配慮した市町村建設計画の策定、地域審議会の活用、合併特例債の活用により、商店街の振興などまちづくりを進める。

福祉サービス等、住民に身近な行政サービスの充実が図れなくなるという懸念

行財政基盤の強化や効率性の向上により、質の高い行政サービスの提供、サービス水準の向上を図る。

4 市町村合併の類型化と合併パターン

(1) 市町村合併の類型化

中核的機能充実型（人口30万人以上）

県内中心都市としての機能に加え、権限の移譲や都市機能の集積を図る。

地方中核都市形成型（人口5～10万人程度）

生活に密着した都市的機能やサービス環境を整備し、圏域内の活力創造を図るとともに、広域的な波及をめざす。

市制移行型（人口3～5万人程度）

合併を契機として市制施行により都市機能の充実をめざすとともに、中心都市だけでなく、合併市町村の一体的な発展をめざす。

行財政基盤強化型（人口3万人程度）

合併を契機として行財政運営の効率化により住民サービスの充実を図るとともに、行財政基盤の強化をめざす。

(2) 市町村合併パターン（別紙）

合併パターンの作成に当たっては、住民の日常生活圏、産業経済活動、行政サービス、各種計画の圏域など市町村の結びつきを示す各種データや地理的・歴史的条件、住民等の意識などを総合的に判断し、一体性が認められる地域を組み合わせることとした。

この組合せは、地域の気運や議論の熟度に応じて変わるため、これ以外の組合せも当然あり得る。

5 市町村合併に関する国、県、市町村等の役割

(1) 国による市町村合併推進のための支援

合併の検討を支えるための施策

ア 市町村合併に関する情報提供

イ 合併準備補助金（法定協議会の構成市町村、1 関係市町村につき 5 百万円、1 回限り）

ウ 合併準備経費に対する特別交付税措置

合併市町村の振興を図るための施策

ア 合併市町村補助金（3 億円～7.5 億円、3 年間で補助）

イ 合併特例債（建設事業、基金造成、合併年度及びこれに続く 10 年度間、充当率 95%、元利償還金の 70% を普通交付税で措置）

建設事業：95.3 億円～423.7 億円、基金造成：14 億円～40 億円（上限）

ウ 普通交付税の算定の特例（合併算定替）

エ 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（2.6 億円～23.1 億円、5 年間の合計額）

オ 合併市町村に対する支援のための特別交付税措置

その他の特例措置

議員の定数・在任に関する特例、議員の退職年金に関する特例、地域審議会の設置、市となるべき要件の特例、過疎地域の特例

(2) 県による市町村合併推進のための支援

支援体制 推進本部の設置

合併の検討を支えるための施策

ア 合併協議会に対する補助

・市町村建設計画の策定に要する経費について 5 百万円を交付（1 / 2 補助）

・合併協議会（任意・法定）

イ 合併協議会等に対する技術的・人的支援

ウ 講師派遣、フォーラムの開催、相談窓口の設置等

合併市町村の振興を図るための施策

ア 合併推進交付金

・施設整備等に要する経費について交付

・5 億円を基準とし、関係市町村数に応じて加算した額を交付。上限 10 億円

・平成 17 年 3 月までに合併した市町村

イ 合併市町村の実施する事業に対する補助金の優先配分等

ウ 県事業の重点的实施

その他の支援

ア 市制施行による事務移譲に対する支援

イ 県が設定する圏域及び地方機関の所管区域の見直し

ウ 合併市町村における公共的団体の合併支援

エ 各種事業及び補助金等の配慮

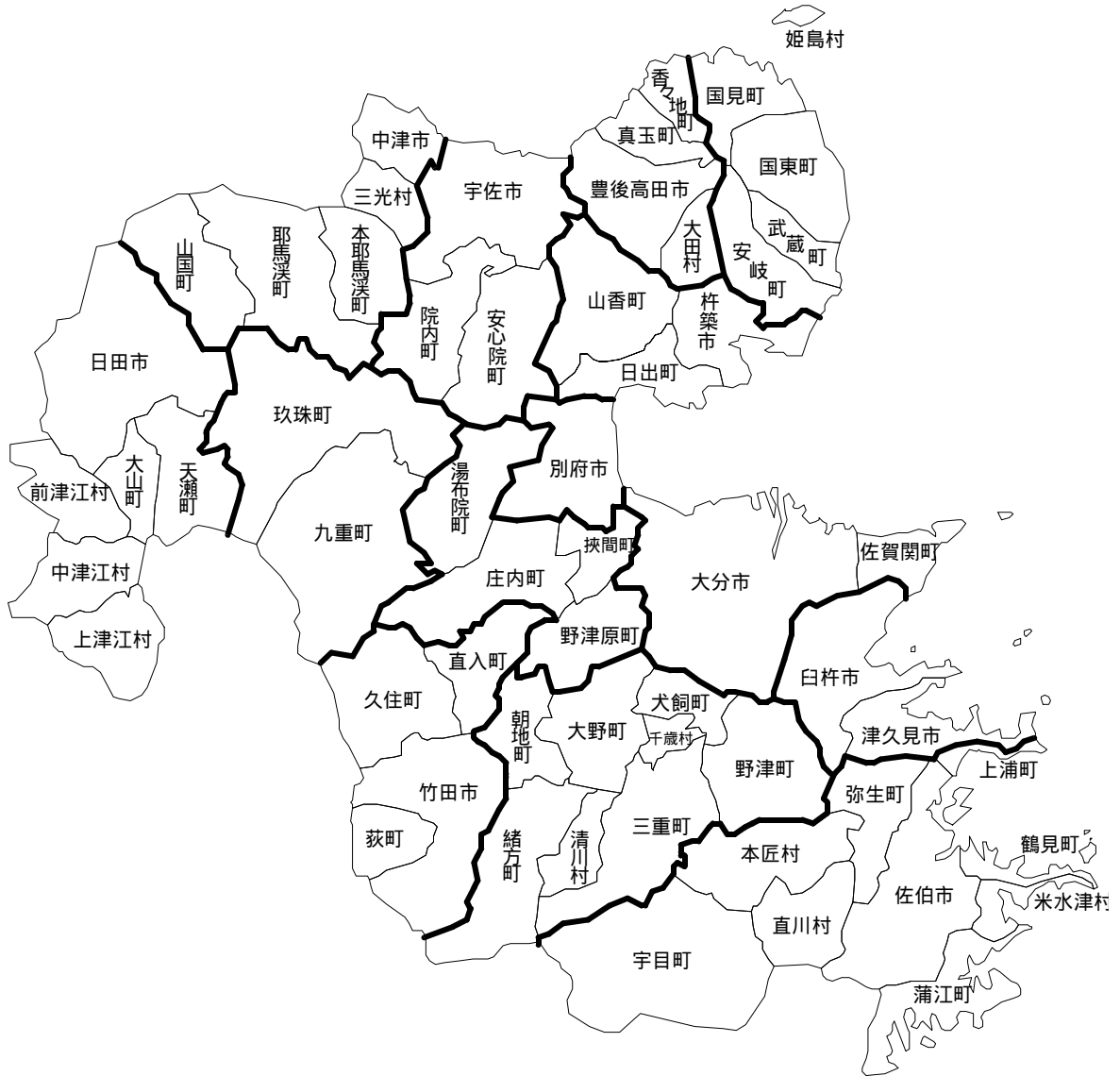
(注) 予算を伴うものについては現段階の案である。

(3) 市町村に期待されるもの

合併について検討をすすめること

住民とのコミュニケーションを図ること

別紙) 合併パターン



備考1 このパターンのほかにも、日田郡(前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町)の合併パターン、下毛郡(三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町)の合併パターン、杵築市と大田村の合併パターン、武蔵町と安岐町の合併パターンも考えられる。

備考2 別府市については、合併パターンに含まれていないが、杵築市及び速見郡(日出町、山香町)との合併パターンも考えられる。

	関 係 市 町 村	構 成	類型	人口(人)	面積(km ²)
1	大分市、佐賀関町	1市1町	A	441,245	409.95
2	野津原町、挾間町、庄内町、湯布院町	4町	C	40,109	409.72
3	臼杵市、津久見市	2市	B	61,462	231.15
4	佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町	1市5町3村	B	88,116	903.02
5	野津町、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町	6町2村	C	55,407	742.55
6	竹田市、荻町、久住町、直入町	1市3町	D	30,368	477.85
7	九重町、玖珠町	2町	C	31,681	557.85
8	日田市、前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町	1市2町3村	B	79,776	666.19
9	中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町	1市3町1村	B	86,679	490.57
10	宇佐市、院内町、安心院町	1市2町	B	63,819	439.09
11	豊後高田市、大田村、真玉町、香々地町	1市2町1村	D	29,377	252.67
12	国見町、姫島村、国東町、武蔵町、安岐町	4町1村	C	39,249	324.54
13	杵築市、日出町、山香町	1市2町	B	55,763	307.08
14	別府市	1市		128,255	125.13

類型：A 中核的機能充実型、B 地方中核都市形成型、C 市制移行型、
D 行財政基盤強化型

(注)人 口(人) 平成7年国勢調査人口

面 積(km²) 平成9年10月1日「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)